

# 京都食肉市場ブランドPR業務に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

## (設置)

第1条 京都食肉市場ブランドPR業務の委託に係る受託候補者の選定を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）で行うに当たり、応募者の提案を透明性、公平性、公正性を確保して審査するため、京都食肉市場ブランドPR業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 審査委員会は、産業観光局中央卸売市場第二市場業務課長、同市場活性化係長、同市場活性化担当をもって組織する。

- 2 委員長は産業観光局中央卸売市場第二市場業務課長とする。
- 3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長に事故等があるときは、その他委員の互選により選ばれた委員がその職務を代行する。
- 5 委員の任期は、受託候補者の選定までとする。

## (会議)

第3条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

## (審査委員会の業務)

第4条 審査委員会は、別に定める評価基準に従い、当該事業にふさわしい受託候補者等を選定する。

## (委員の責務)

第5条 委員は、他の委員の意見に影響を受けることなく独自性を確保したうえで、公正、公平に審査を行わなければならない。

## (秘密を守る義務)

第6条 委員は、審査の過程において知り得た情報を漏洩、公開してはならない。また、審査委員会に出席した委員以外の者も同様とする。

## (事務局)

第7条 審査委員会の事務局は、中央卸売市場第二市場に置く。

## (補足)

第8条 この要綱に定めるものほか、審査委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月12日から施行する。
- 2 この要綱は、受託候補者の選定に伴い、その効力を失う。